

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第1次金武町地球温暖化対策実行計画

平成24年度～平成28年度

平成25年3月

沖縄県金武町

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的.....1
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度.....1
- 3. 対象範囲.....1
- 4. 対象とする温室効果ガス.....1

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量.....3
- 2. 要因別の排出状況.....3
- 3. 削減目標.....4

第3章 具体的な取組

- 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入.....5
- 2. 施設設備の改善等.....5
- 3. 物品購入等.....5
- 4. その他の取組.....5

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制.....7
- 2. 点検体制.....7
- 3. 進捗状況の公表.....7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律【資料1】の第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。金武町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成23年度とし、計画期間を平成24年度～平成28年度までの5年間とする。目標年度については、平成28年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

表-1 対象施設一覧

施 設 名	管轄部署
庁舎	総務課
雄飛荘	
有線放送センター	
金武火葬場	住民生活課
金武町葬斎場	
中川ゴミ処理場	
宮城原霊園トイレ	
総合保健福祉センター	保健福祉課
浜田保育所	
並里保育所	
嘉芸保育所	
金武保育所	
尿処理センター	産業振興課
農業排水処理施設	
アクティブパーク	
雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田 原公衆トイレ	
苗畑	
浜田原公園	建設課
街灯	
給食センター	学校教育課
金武中学校	
金武小学校	
中川小学校	
嘉芸小学校	
金武幼稚園	
中川幼稚園	
嘉芸幼稚園	
中央公民館	社会教育課
中川公民館	
文化センター	
体育館	
図書館	
武道館	
プール	
野球場	
金武地区公園	
浄水場	水道課

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

金武町の事務・事業における基準年度である平成23年度の二酸化炭素総排出量は、4,609,847kg-CO₂（4,609t-CO₂）である。なお、焼却施設で処理している全てのプラスチックごみは測定が困難なため除く。

表-2 基準年度の排出量

区 分	排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	4,609,847 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成23年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の86%を占め、次いでA重油の使用が6%を占めている。【資料2】

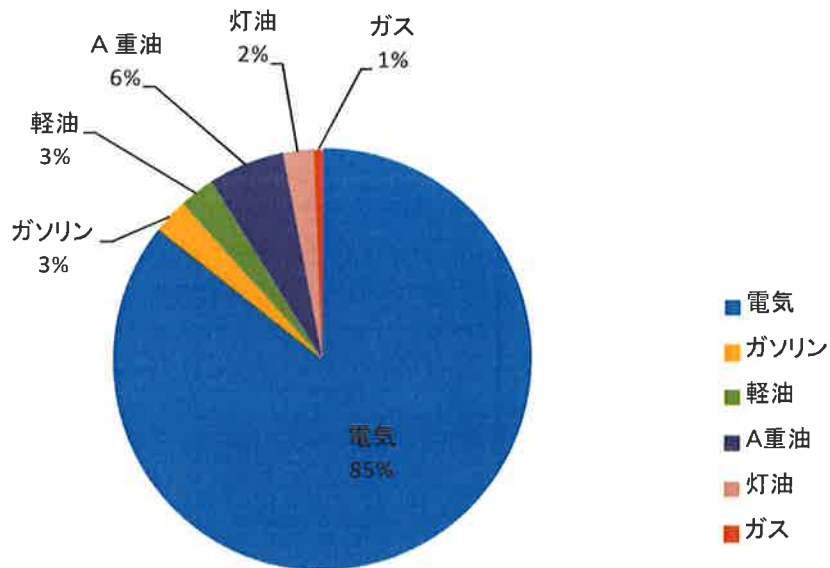


図-1 要因別の排出状況

3. 削減目標

平成23年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成28年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目指す。

表-3 削減目標と目標年の排出量

区 分	基準年度排出量 平成23年度	削減目標	目標年度排出量 平成28年度
二酸化炭素 (CO ₂)	4,609,847kg-CO ₂	5%	4,379,355kg-CO ₂

※ 削減目標は、沖縄県環境保全率先実行計画(第4期)(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)【資料3】における削減目標を参考とした。沖縄県環境保全率先実行計画(第4期)では、平成23年度から平成32年度までの10年間で10%の削減を目標としていることから、本町の実行計画では5年間で5%の削減を目標とする。

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 太陽光発電、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。

2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・ 高効率照明（LED等）への買い換えを順次行う。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車等のエコカーの導入を図る。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入を推進する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）【資料4】対象製品の購入を推進する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ 人感センサー付きの照明器具の導入を図る。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ 冷房温度（28℃）の適正管理を徹底して行う。

②燃料使用量の削減

- ・ エコドライブの周知を図る。【資料5】
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・ カーエアコンについては、適切な温度設定になるよう周知徹底を行う。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ リサイクル用紙【資料4】の購入に努める。
- ・ 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・ 使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。
- ・ コンピュータシステムを活用しペーパーレス化を推進する。

⑤水道（水道使用量の削減により、浄水場の電力使用量を削減）

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ “ノーマイカーデー”や“乗り合い出退勤デー”など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ 職員は家庭においても、環境に配慮した生活を目指す。
- ・ 「チャレンジ25キャンペーン」【資料6】等の温室効果ガス排出量の削減の取組に関する情報を積極的に収集、職員への周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱【資料7】に従い、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

金武町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

計画の進捗状況についての確認・協議を行い、取り組み方針等を決定する。また、推進担当者に対して情報提供や取り組み内容についての指示を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は各部署における計画の推進及び進捗状況を把握し計画の推進を図る。

推進本部に対して進捗状況についての報告や改善の提案等を行う。また、各部署の職員に対し推進本部からの情報を提供するとともに、取り組み内容についての指導を行う。

(3) 事務局

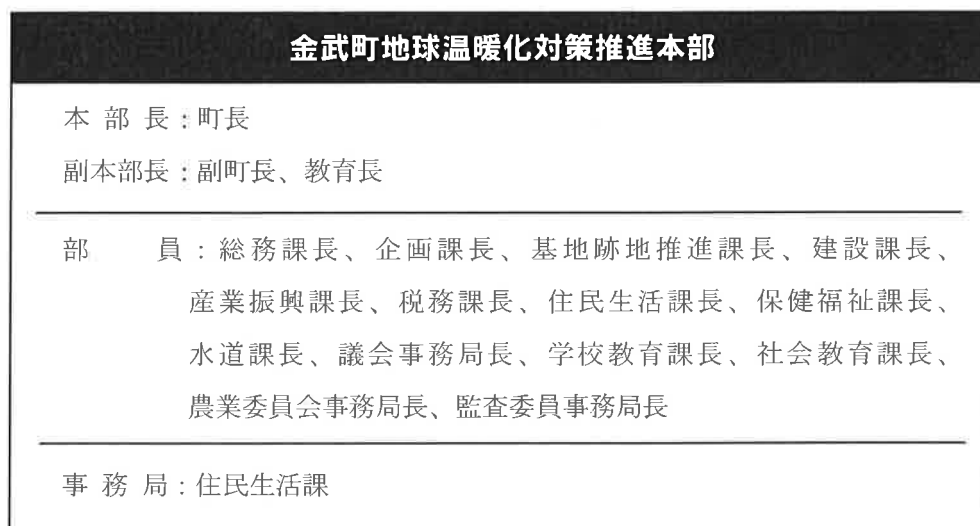
事務局を住民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおして定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

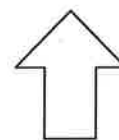
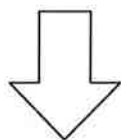
3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、町の広報誌やホームページ等により年1回公表する。



- ・実施状況について確認、協議する。
- ・取り組み方針等の決定を行う。
- ・推進担当者に対して指示、情報提供を行う。

指示
情報提供

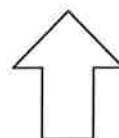
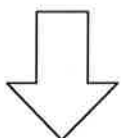


進捗状況の報告
改善の提案



- ・計画を推進する。
- ・実施状況の調査、報告を行う。
- ・職員に対して指導、情報提供を行う。

指導
情報提供



改善の提案



- ・計画を実行する。

図-2 本計画の推進体制

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第1次金武町地球温暖化対策実行計画

資料編

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律	1
2. 基準年度の二酸化炭素排出量	20
3. 沖縄県環境保全率先実行計画(第4期)	28
4. 環境ラベリング資料	40
5. エコドライブ資料	41
6. チャレンジ25キャンペーン資料	42
7. 金武町地球温暖化防止推進本部設置要綱	49

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年十月九日法律第百十七号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 京都議定書目標達成計画（第八条・第九条）

第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条—第十九条）

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条—第二十七条）

第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）

第六章 割当量口座簿等（第二十九条—第四十一条）

第七章 雑則（第四十二条—第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条—第五十条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量

三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

四 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

6 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条 1 (a) に規定する目録及び京都議定書第七条 1 に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第二章 京都議定書目標達成計画

(京都議定書目標達成計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

三 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

六 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

七 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

八 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項

九 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(京都議定書目標達成計画の変更)

第九条 政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進本部員)

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)

第十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（政府実行計画等）

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 政府実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。
（地方公共団体実行計画協議会）
- 第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。
- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
 - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

(事業活動に伴う排出抑制等)

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(日常生活における排出抑制への寄与)

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出抑制等指針)

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

(権利利益の保護に係る請求)

第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

(報告事項の通知等)

第二十一条の四 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。

二 前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量）を通知すること。

三 前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

3 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第二十一条の五 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）の

うち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

(開示請求権)

第二十一条の六 何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足る事項

(開示義務)

第二十一条の七 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。
- 6 前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第二十一条の九 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十

六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告があったときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の二第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）

第二十一条の十一 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するように努めなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

（地球温暖化防止活動推進員）

第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする 것과。
- 六 前各号の事業に附帯する事業。
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

- 2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第二十八条 政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（算定割当量の帰属）

第三十条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第三十一条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 国の管理口座

二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座

2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項

二 保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第三十二条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第三十三条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつた場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

（振替手続）

第三十四条 算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（第四号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。）

三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ 取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）

ロ 償却（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。）

ハ 次条第二項の義務を履行する目的

ニ イからハまでに掲げる目的以外の目的

四 京都議定書の他の締約国（以下「他の締約国」という。）に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座

4 第二項の申請があった場合には、前項第四号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 申請人から第三項第四号に掲げる事項を示す申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定割当量についての減少の記録をするものとする。

6 他の締約国又は事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

7 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

（植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置）

第三十四条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつ

た場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

- 2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

第三十五条 算定割当量の譲渡は、第三十四条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

（質権設定の禁止）

第三十六条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第三十七条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第三十一条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第三十八条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（善意取得）

第三十九条 第三十四条（第六項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第四十条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（勧告及び命令）

第四十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第三十四条の二第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第四十一条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第七章 雑則

(措置の実施の状況の把握等)

第四十二条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進)

第四十二条の二 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律の施行に当たっての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十三条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(手数料)

第四十四条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
- 二 第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 三 第三十四条第二項の振替の申請をする者
- 四 第四十条の書面の交付を請求する者

(磁気ディスクによる報告等)

第四十五条 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第二十一条の七（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第四十七条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十八条 第三十二条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第四十九条 第二十四条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、京都議定書第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成二十三年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年六月七日法律第六一号）

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定（第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。）並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年六月一七日法律第六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

附 則 （平成一七年八月一〇日法律第九三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一八年六月七日法律第五七号）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月三〇日法律第四七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一三日法律第六七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定（第二十条の四に係る部分に限る。）、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定 公布の日
- 二 第二十条の三の次に四条を加える改正規定（第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十一条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

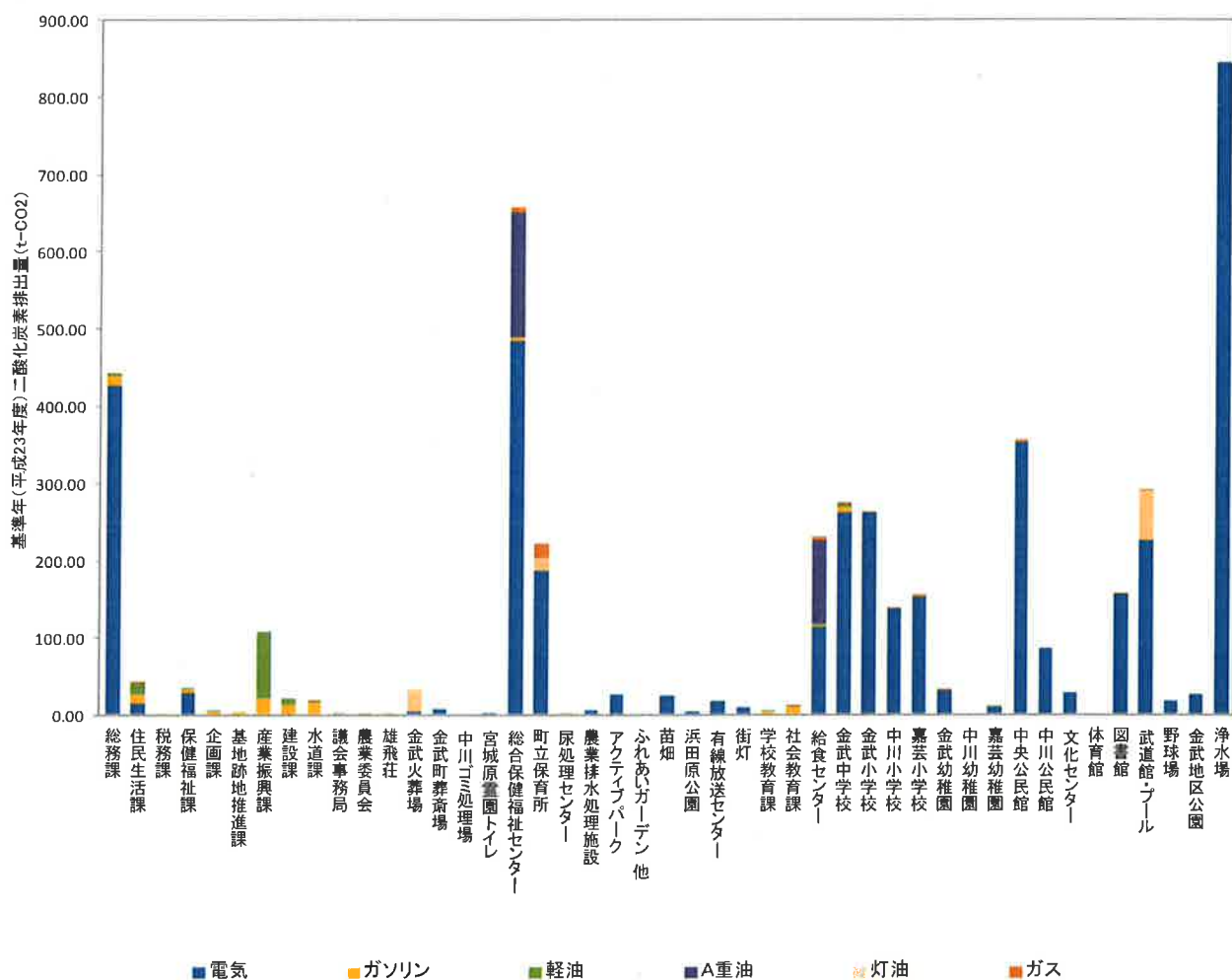
2. 基準年度の二酸化炭素排出量

本計画では、以下の項目を把握対象とした。なお、調査の結果、一般炭、ジェット燃料、B重油、C重油、液化天然ガス（LNG）、都市ガスは使用されていなかった。

- ① 電力 ② ガソリン ③ 軽油 ④ A重油 ⑤ 灯油 ⑥ 液化石油ガス（LPG）
⑦ B重油、C重油 ⑧ 液化天然ガス（LNG） ⑨ 一般炭 ⑩ 都市ガス ⑪ ジェット燃料

施設・部署別の二酸化炭素排出量を合計すると、基準年度である平成23年度の二酸化炭素排出量は4,609,847kg-CO₂であった。

もっとも排出量の多い施設は浄水場、次いで総合保健福祉センターであった。浄水場の排出量は全て電気の使用に伴うものである。また、総合保健福祉センターの排出量の内訳は、電気とA重油の使用に伴うものがほとんどを占めている。3番目に排出量が多いのは、総務課となっているが、排出量のほとんどは庁舎全体の電気使用に伴うものである。



① 施設・部署別の二酸化炭素排出量

分類	施設名	担当部署	CO2 排出量 (kg-CO ₂)	
			平成 22 年度 (参考)	平成 23 年度 基準年
庁舎	-	総務課	455,903	441,346
		住民生活課	45,308	42,521
		税務課	2,721	2,457
		保健福祉課	33,866	32,781
		企画課	4,451	4,605
		基地跡地推進課	3,365	3,668
		産業振興課	95,746	107,744
		建設課	25,445	20,560
		水道課	16,365	17,475
		議会事務局	1,497	1,524
		農業委員会	1,838	1,697
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	53	1,065
	金武火葬場	住民生活課	25,887	32,988
	金武町葬斎場		11,541	8,483
	中川ゴミ処理場		437	343
	宮城原霊園トイレ		968	1,816
	総合保健福祉センター		634,931	658,337
	町立保育所 (ガソリン・軽油・灯油)		7,467	16,380
	浜田保育所 (電気・LPG)		44,365	45,356
	並里保育所 (電気・LPG)		34,293	35,723
	嘉芸保育所 (電気・LPG)	産業振興課	49,413	49,450
	金武保育所 (電気・LPG)		76,580	75,788
	尿処理センター		340	286
	農業排水処理施設		0	6,499
	アクティブパーク		28,289	26,302
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		299	1,106
	苗畑		24,026	24,702
	浜田原公園	建設課	4,492	3,517
その他	有線放送センター	総務課	17,923	17,788
	街灯	建設課	7,669	8,714
教育委員会	-	学校教育課	5,089	5,149
		社会教育課	10,081	11,970
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	256,336	231,203
	金武中学校		275,481	273,702
	金武小学校		260,850	261,575
	中川小学校		131,728	137,914
	嘉芸小学校		158,081	153,601
	金武幼稚園		29,428	30,851
	中川幼稚園		0	16
	嘉芸幼稚園		13,435	10,270
	中央公民館	社会教育課	390,767	354,938
	中川公民館		80,842	85,963
	文化センター		29,943	27,296
	体育館		13	30
	図書館		167,491	156,064
	武道館・プール (電気)		247,088	225,996
	武道館 (LPG)		110	36
	プール (灯油)		54,271	63,482
	野球場		0	17,087
	金武地区公園		32,326	25,954
水道事業出先機関	浄水場	水道課	851,657	845,728
合計			4,650,497	4,609,847

② 電力の使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：0.935kg-CO₂/kWh

分類	施設名	担当部署	電力 kWh	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	456,208	426,554
		住民生活課	15,983	14,944
		税務課	0	0
		保健福祉課	29,484	27,568
		企画課	0	0
		基地跡地推進課	0	0
		産業振興課	0	0
		建設課	0	0
		水道課	0	0
		議会事務局	0	0
		農業委員会	0	0
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	0	0
	金武火葬場	住民生活課	4,233	3,958
	金武町葬斎場		9,073	8,483
	中川ゴミ処理場		367	343
	宮城原霊園トイレ		1,942	1,816
	総合保健福祉センター		517,334	483,707
	浜田保育所		44,381	41,496
	並里保育所		34,937	32,666
	嘉芸保育所		48,209	45,075
	金武保育所		71,878	67,206
	尿処理センター	産業振興課	301	281
	農業排水処理施設		6,951	6,499
	アクティブパーク		28,130	26,302
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		1,183	1,106
	苗畑		26,419	24,702
	浜田原公園	建設課	3,762	3,517
その他	有線放送センター	総務課	19,025	17,788
	街灯	建設課	9,320	8,714
教育委員会	-	学校教育課	0	0
		社会教育課	0	0
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	120,244	112,428
	金武中学校		280,294	262,075
	金武小学校		279,196	261,048
	中川小学校		146,930	137,380
	嘉芸小学校		163,479	152,853
	金武幼稚園		32,878	30,741
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸幼稚園		10,961	10,249
	中央公民館	社会教育課	377,287	352,763
	中川公民館		91,939	85,963
	文化センター		29,194	27,296
	体育館		0	0
	図書館		166,443	155,624
	武道館・プール		241,707	225,996
	野球場		18,275	17,087
	金武地区公園		27,758	25,954
水道事業出先機関	浄水場	水道課	904,522	845,728
合計			4,220,227	3,945,912

③ ガソリンの使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：2.32kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	ガソリン L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	5,357	12,438
		住民生活課	4,986	11,577
		税務課	1,058	2,457
		保健福祉課	2,220	5,153
		企画課	1,670	3,876
		基地跡地推進課	1,580	3,668
		産業振興課	9,213	21,389
		建設課	5,499	12,768
		水道課	7,314	16,981
		議会事務局	512	1,189
		農業委員会	722	1,676
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	0	0
	金武火葬場	住民生活課	0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター		2,342	5,437
	町立保育所		14	33
	尿処理センター	産業振興課	0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園	建設課	0	0
その他	有線放送センター	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	2,057	4,776
		社会教育課	4,065	9,438
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	718	1,668
	金武中学校		2,348	5,452
	金武小学校		88	204
	中川小学校		186	431
	嘉芸小学校		287	665
	金武幼稚園		13	31
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸幼稚園		0	0
	中央公民館	社会教育課	596	1,384
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		144	333
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
水道事業出先機関	浄水場	水道課	0	0
合計			52,990	123,024

④ 軽油の使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：2.58kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	軽油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	901	2,329
		住民生活課	6,189	15,999
		税務課	0	0
		保健福祉課	23	60
		企画課	282	729
		基地跡地推進課	0	0
		産業振興課	33,407	86,355
		建設課	3,014	7,792
		水道課	162	419
		議会事務局	129	335
		農業委員会	0	0
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	0	0
	金武火葬場	住民生活課	0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター		15	40
	町立保育所		176	456
	尿処理センター	産業振興課	0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園	建設課	0	0
その他	有線放送センター	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	144	373
		社会教育課	968	2,501
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	1,511	3,905
	金武中学校		2,343	6,056
	金武小学校		49	126
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		23	60
	金武幼稚園		8	20
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸幼稚園		8	21
	中央公民館	社会教育課	41	106
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
水道事業出先機関	浄水場	水道課	0	0
合計			49,394	127,683

⑤ A重油の使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：2.71kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	A重油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	0	0
		住民生活課	0	0
		税務課	0	0
		保健福祉課	0	0
		企画課	0	0
		基地跡地推進課	0	0
		産業振興課	0	0
		建設課	0	0
		水道課	0	0
		議会事務局	0	0
		農業委員会	0	0
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	0	0
	金武火葬場	住民生活課	0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター		59,930	162,388
	浜田保育所	産業振興課	0	0
	並里保育所		0	0
	嘉芸保育所		0	0
	金武保育所		0	0
	尿処理センター		0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園		0	0
その他	有線放送センター	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	0	0
		社会教育課	0	0
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	39,817	107,889
	金武中学校		0	0
	金武小学校		0	0
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		0	0
	金武幼稚園		0	0
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸幼稚園		0	0
	中央公民館	社会教育課	0	0
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
水道事業出先機関	浄水場	水道課	0	0
合計			99,747	270,277

⑥ 灯油の使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：2.49kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	灯油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	0	0
		住民生活課	0	0
		税務課	0	0
		保健福祉課	0	0
		企画課	0	0
		基地跡地推進課	0	0
		産業振興課	0	0
		建設課	0	0
		水道課	0	0
		議会事務局	0	0
		農業委員会	0	0
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	331	824
	金武火葬場	住民生活課	11,661	29,031
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター		0	0
	町立保育所		6,383	15,892
	尿処理センター	産業振興課	0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園	建設課	0	0
その他	有線放送センター	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	0	0
		社会教育課	0	0
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	0	0
	金武中学校		0	0
	金武小学校		0	0
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		0	0
	金武幼稚園		0	0
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸幼稚園		0	0
	中央公民館	社会教育課	134	333
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館		0	0
	プール		25,500	63,482
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
水道事業出先機関	浄水場	水道課	0	0
合計			44,010	109,561

⑦ 液化石油ガス（LPG）の使用量と二酸化炭素排出量

排出係数：5.97kg-CO₂/m³

分類	施設名	担当部署	LPG m ³	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	4	25
		住民生活課	0	1
		税務課	0	0
		保健福祉課	0	0
		企画課	0	0
		基地跡地推進課	0	0
		産業振興課	0	0
		建設課	0	0
		水道課	13	75
		議会事務局	0	0
		農業委員会	4	21
町長部局出先機関	雄飛荘	総務課	40	241
	金武火葬場	住民生活課	0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター		1,134	6,765
	浜田保育所	産業振興課	647	3,860
	並里保育所		512	3,057
	嘉芸保育所		733	4,375
	金武保育所		1,438	8,582
	尿処理センター	建設課	1	4
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園		0	0
その他	有線放送センター	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	0	0
		社会教育課	5	30
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	890	5,313
	金武中学校		20	119
	金武小学校		33	198
	中川小学校		17	104
	嘉芸小学校		4	23
	金武幼稚園		10	58
	中川幼稚園		3	16
	嘉芸幼稚園		0	0
	中央公民館	社会教育課	59	351
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		5	30
	図書館		18	106
	武道館		6	36
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
水道事業出先機関	浄水場	水道課	0	0
合計			5,595	33,390

3. 沖縄県環境保全率先実行計画(第4期) (沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

沖縄県環境保全率先実行計画
(第4期)

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

平成24年2月

沖縄県

第1章 計画の基本方針

1 趣旨

近年、私達を取り巻く生活環境は、都市化の進展やライフスタイルの変化等に伴い、騒音や悪臭などの生活型の公害が顕在化しつつあるとともに、地球温暖化問題をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しつつあるなど、取り組むべき課題は複雑化している。

さらに、我が国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、エネルギー政策の抜本的な見直しが進められており、自然エネルギーの利用や省エネルギー対策などを加速的に強化する必要性が高まっている。

このような課題を解決していくためには、県民、事業者及び行政の全てが積極的な取組を進めていくことが重要であり、中でも、県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行することは、環境負荷の軽減に大きく貢献するばかりではなく、市町村、県民、事業者等の自発的な環境保全行動につながることを期待される。

このため、県では平成11年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところである。

この度、同計画（第3期）の計画期間が平成22年度で終了することに加え、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成20年6月に改正され、地球温暖化に関する取組の強化が図られたことから、沖縄県庁における地球温暖化対策に関する計画を抜本的に見直し、新たな計画として、目標や具体的な取組を定めるものとする。

2 法令上の位置付け

本計画では、一事業者である県が行う環境配慮行動の一つとして、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を定めていることから、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）第20条の3第1項に定める「地方公共団体実行計画」としても位置付けることとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【 参考：経緯 】

- 平成11年：環境保全率先実行計画（第1期）の策定
- 平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ
- 平成15年：第2期計画を策定
- 平成19年：第3期計画を策定
- 平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）
- 平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定
- 平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1%削減義務等を踏まえ、「環境保全率先実行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

3 計画の期間

計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とする。ただし、前期（平成23年度～平成27年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 平成23年度～平成27年度
- ・後期 平成28年度～平成32年度

4 計画の対象

(1) 対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

(2) 対象範囲

県の全ての事務・事業を対象とする。

ただし、公共事業、その他外部への委託（指定管理者制度等）により実施する事業等は対象外とするが、本計画の取組について理解を求め、積極的な取組を促すこととする。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF₆については、県自らの業務からは排出が想定されないため、これらの除く4種類のガスを対象とする。

① 二酸化炭素（CO₂）

- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

5 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減等の推進 温室効果ガス・エネルギー使用量の削減
- (2) 省資源の推進 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進、 . . . 環境配慮型物品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 . . . 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

6 計画の運用

(1) PDCAサイクル

本庁舎においては沖縄県環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルにより運用し、出先機関等においては同システムに準拠した運用を図る。

(2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進行管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

(3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

第2章 計画の目標

1 温室効果ガス削減等

温室効果ガスの総排出量を削減するため、県の事務・事業によるエネルギー使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

（計画期間内における発電燃料の低炭素化を見込み、温室効果ガスの総排出量を、平成32年度までに平成21年度比で21%削減する。）

沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2000年度の約13.2万t-CO_{2eq}から2009年度には13.1万t-CO_{2eq}（2000年度比0.4%減少）となっている。2000年以降の排出量は、エネルギー使用量（特に電気）の増加により、ピーク時には約14.7万t-CO_{2eq}（2003年度）まで増加したが、ESCO事業や様々な取組の成果により、近年は減少傾向にある。

本計画では、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）等を基に、各施設等におけるエネルギー使用を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減することを目標とする。

さらに、省エネ対策と併せて、太陽光やバイオ燃料等の再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

エネルギー使用の削減に伴い、温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化（液化天然ガス(LNG)発電の供用等）を前提として、計画期間内に21%削減することが見込まれる。

省エネルギーの実行目標（対平成21年度比）

（庁舎関係）
電気の使用量を10%削減する。
その他燃料の使用量を10%削減する。
（公用車・船舶等）
ガソリン・軽油の使用量を10%削減する

エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、下記事項については対象外とする。

（1）水道用水供給事業におけるエネルギー（電気、その他燃料）使用量

渇水時における海水淡水化施設の稼働増など、天候等によりエネルギー使用量が大きく左右されるため。

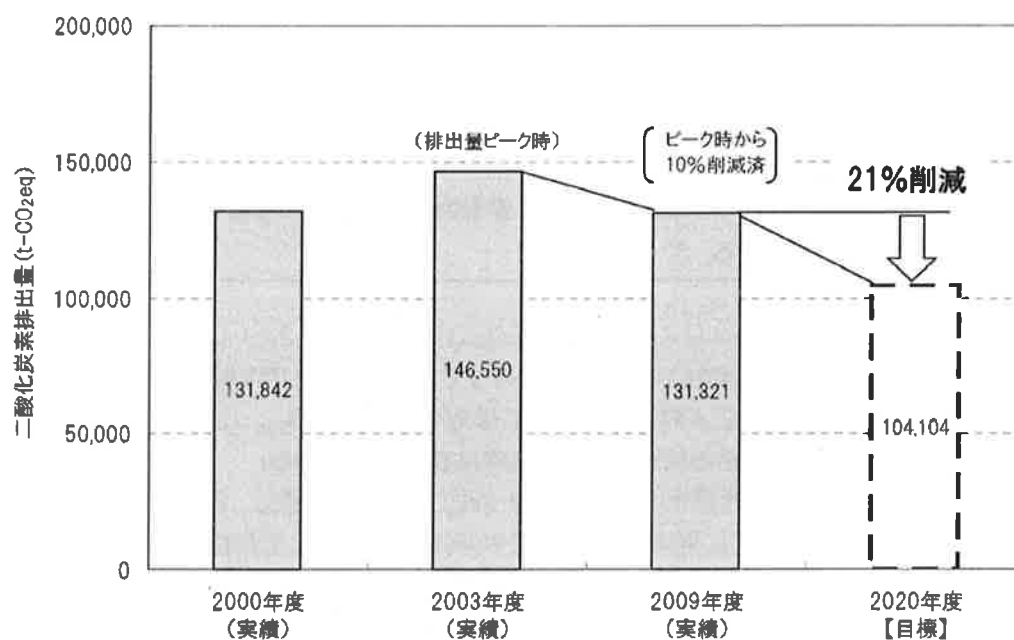
（2）警察車両の燃料使用量

職務の性質上、率先実行になじまないため。

（3）教育庁の電気使用量

県立学校においては、学習環境の向上を目的とした冷房設備の新設等が今後も見込まれるため。ただし、前期（平成23年度～平成27年度）における設備の整備状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

温室効果ガス排出量の削減目標



*CO₂eq：二酸化炭素換算。二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、その排出量に、ガスごとに設定された「地球温暖化係数」（二酸化炭素を1とした場合の各ガスの地球温暖化に対する相対的な影響の強さ）を掛け合わせることで換算している。eqはequivalentの略。

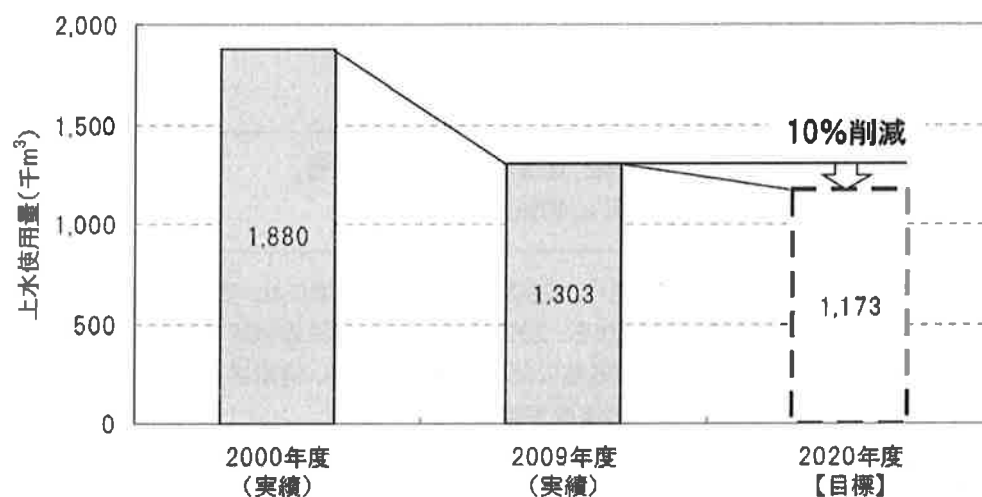
2 省資源

- ① 上水の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
- ② 紙類の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

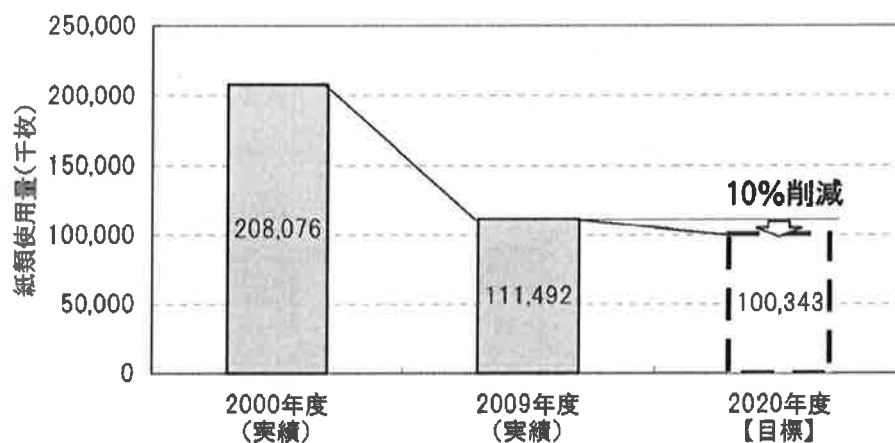
上水及び紙類の2009年度の使用量は、上水は1,303千 m^3 （2000年度比35%削減）、紙類は111,492千枚（2000年度比48%削減）であり、いずれも2000年度以降、大幅な削減が図られている。

引き続き、上水及び紙類の削減に向けた取組を進め、計画期間内に10%の使用量削減を目指すこととする。

上水使用量の削減目標



紙類使用量の削減目標



3 グリーン購入の推進

- ①「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の機関が実施する物品の調達に占める環境物品の割合を100%とする。

県では、平成13年度のグリーン購入法の施行を受けて、平成14年3月に、「沖縄県グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮型製品の優先的な購入に取り組んでいる。平成21年度の環境配慮型製品の購入率は各項目の平均で87.0%であった。引き続き環境配慮型製品の優先的な購入に取り組むこととし、物品の調達に占める環境物品の割合を100%にすることを目標とする。

なお、本庁各課においては、物品調達基金を通して購入しているため、調達目標をほぼ達成しているが、出先機関においては、環境配慮型製品の購入をさらに徹底していく必要がある。

4 廃棄物の減量化、リサイクル

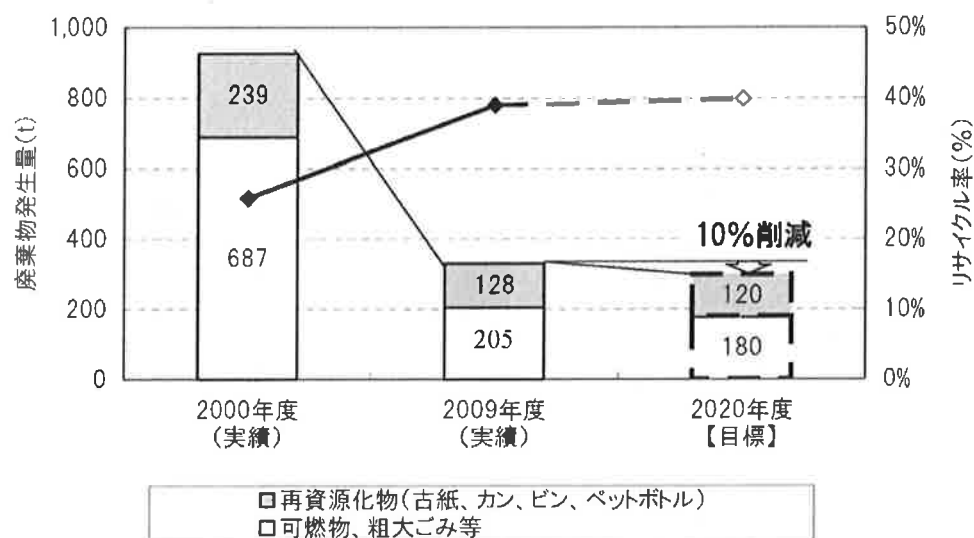
- ① 廃棄物の排出量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
② 廃棄物のリサイクル率を、平成32年度までに40%以上にする。

本庁舎における廃棄物発生量は減少傾向にあり、2009年度は2000年度に比べ約64%削減している。また、リサイクル率は、2000年度の約26%から、2009年度には約40%程度まで増加している。

引き続き、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に関する取組を進め、廃棄物発生量は計画期間内に10%削減、リサイクル率は引き続き40%の達成を目指す。

なお、廃棄物発生量等に関する取組結果の評価については、引き続き、発生量が正確に把握されている本庁舎の量によって行うものとする。

廃棄物削減量及びリサイクル率の目標



第3章 取り組むべき環境配慮行動

1 温室効果ガス削減等の推進

- (1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理
- (2) 公用車燃料使用量の削減

2 省資源の推進

- (1) 水資源の節約
- (2) 紙類の使用の抑制
- (3) その他

3 グリーン購入の推進

- (1) 紙類
- (2) 文具類等
- (3) OA機器
- (4) 公用車

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- (1) 環境負荷の少ない物品の購入
- (2) 廃棄物の発生抑制
- (3) 廃棄物の分別排出の徹底
- (4) 建設資材廃棄物の再資源化
- (5) 有害化学物質の適正な処理(試験検査機関)
- (6) 感染性廃棄物の適正な処理
- (7) 公用車の適正な処理

5 その他の配慮事項

- (1) 施設の設計、管理等における環境への配慮
- (2) イベントにおける環境への配慮
- (3) 連携、協力

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の決定等（Plan / Action）

(1) 計画の決定

計画は、「環境基本計画推進会議」における協議を経て、知事が定める。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、(1)と同様の手続きにより行う。

2 計画の推進（Do）

(1) 推進体制の整備

知事は、全機関の長と職員に対し、本計画に基づく環境配慮の取組を推進することを指示する。

全機関の長は、年度当初に職場ごとに「環境保全率先実行責任者(以下「エコリーダー」という。本庁班長級)」を指名し、各職場での環境配慮の取組の着実な推進を図る。

(2) 職員への普及啓発

全機関の長は、エコリーダーを通して、所属職員が環境配慮の取組を推進するよう普及啓発を図る。

本計画事務局(環境政策課)は、各職場での環境配慮行動等を促進するため、環境保全に関する情報の提供、研修の実施、その他の必要な措置を講じる。

(3) 自主的な環境配慮行動の推進

計画に定める環境配慮行動項目等のほか、職員等の工夫による自主的、積極的な環境配慮の取組を推進する。

3 計画の点検・公表（Check）

(1) 環境配慮の取組の実績調査

本計画事務局は、全機関を対象に環境配慮の取組状況について、定期的に調査する。

(2) 点検・評価

(1)の調査結果は、環境基本計画推進会議幹事会で点検、評価を行い、実績報告書を作成する。

(3) 公表

(2)の実績報告書は、環境基本計画推進会議における確認を経て知事に報告した後、公表する。

4 各機関の役割

(1) 各部局等の主管課（別表：率先実行計画対象機関等）

- ① 各部局各課及び出先機関のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、事務局へ報告する。
- ② その他、計画の推進に協力する。

(2) エコリーダー

- ① 各課等適切な単位でエコリーダーを設置し、各所属における取組を推進するとともに、その進行管理を行う。
- ② 各職場におけるエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、各部局主管課に報告する。
- ③ 職員の意識啓発を推進する。
- ④ その他、計画の推進に協力する。

(3) 物品等の集中調達機関（物品管理課）

- ① 年契物品単価表（環境保全製品リスト）を作成し、各機関へ周知する。
- ② 不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(4) 庁舎等の管理機関（管財課、各施設所管課）

- ① 空調、照明、エレベーター、給水(湯)、下水処理及び施設内の緑化等の管理は、本計画その他に基づき適切に行う。
- ② 省エネ機器を積極的に導入する。
- ③ 業者が設置する自動販売機等の機器については、省エネ型機器の設置を求める。
- ④ 廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。
- ⑤ 排出された廃棄物の適正処理と管理を行う。
- ⑥ 庁舎等での廃棄物の排出量、再資源化量及び処分量等の実績を重量、種類ごとにとりまとめ、事務局へ報告する。

(5) 情報システムの管理機関（情報政策課）

- ① 省エネ型のパソコンや周辺機器の導入を推進する。
- ② COLAL21ネットワークシステムを利用したコミュニケーションの円滑化や情報共有化を進める。

(6) 職員の服務及び研修を所管する機関（人事課）

- ① 定時退庁、時間外勤務の縮減を促進する。
- ② ライトダウンの実施等を通して、ノー残業デーの周知・徹底を図る。

(7) 公共工事の環境対策及び県有建築物の企画、設計を所管する機関

- ① 庁舎等建築に伴う副産物の再資源化に努め、その実績（再資源化率等）をとりまとめる。
- ② 施設等の設計にあたっては省エネ型の構造とし、自然エネルギーなどの活用を努める。またその他の設備についても環境に配慮した製品を導入する。

- ③ 「実施設計単価表」に再利用製品を掲載し、再利用製品の利用を促進する。
- ④ 公共施設の維持管理にあたっては、ESCO事業等により省エネ型設備を積極的に導入し、地球温暖化防止対策を図る。

(8) 県予算を総括する機関（財政課）

- ① 当初予算見積もり基準の策定にあたっては、低公害車等の環境物品の購入を前提とした基準の策定に努める。

(9) 事務局（環境政策課）

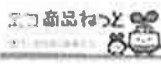
- ① 本計画に係る事務を処理する。
- ② 全機関、全職員に対し、本計画の周知を図る。
- ③ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、各機関へ周知する。
- ④ 年契物品については、環境物品の購入目標を定めその達成に努める。
- ⑤ 環境物品の購入率等の実績をとりまとめる。
- ⑥ 実績調査により各部局のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績等を取りまとめる。
- ⑦ 環境基本計画推進会議及び環境基本計画推進会議幹事会による点検・評価・確認を経て実績報告書を作成し、公表する。

4. エコラベリング資料

エコラベル（環境ラベル）とは、地球環境の保全に役立つと認定された商品につけるマーク等で、商品購入に際してエコラベルのある商品を選択することで環境保全に貢献することができる。

例えばリサイクル用紙の場合、「R100マーク」（古紙パルプ配合率100%の再生紙であることを示す）や「グリーンマーク」（原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示す）等が記載されている。

＜環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル＞

（資料：環境省 環境ラベル等データベース <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>）

5. エコドライブ資料

チャレンジ
25
未来が変わる。
日本が変わる。

地球と財布にやさしいエコドライブを始めよう！ ひとりひとりのドライバーの心がけで地球環境を守ろう

エコドライブ 10 のすすめ

1 ふんわりアクセル「eスタート」 「やさしい発進を心がけましょう。」

普通発進より少し遅やかに発進する(最初の5秒で時速20キロが目安です)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりとした気分でも運転しましょう。

2 加減速の少ない運転 「車間距離は余裕をもって、 交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、急激にムウのある走りをするなど、加減速の頻度も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で8%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通状況に応じ、できるだけ燃費悪化の少ない安全な運転をしましょう。

3 早めのアクセルオフ 「エンジブレーキを積極的に使いましょう。」

エンジブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジブレーキで減速しましょう。また減速したり、加速を下げる時にはエンジブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用を控えめに 「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

5 アイドリングストップ 「無用のアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際はアイドリングを止めましょう。

6 暖機運転は適切に 「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると180cc程度の燃料を消費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

7 道路交通情報の活用 「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の 情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで、渋滞によって10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。

8 タイヤの空気圧をこまめにチェック 「タイヤの空気圧を適正に保つなど、 確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

9 不要な荷物は積まずに走行 「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の量に敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

10 駐車場所に注意 「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨けになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

データ引用：(財)省エネルギーセンターなどの調査結果

エコドライブ普及連絡会
(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

エコドライブについて、さらに知りたい方はこちら
→<http://www.challenge25.go.jp/practice/carlife/>

6. チャレンジ25キャンペーン資料 (環境省発表資料)

(資料：環境省 チャレンジ25キャンペーン <http://www.challenge25.go.jp/index.html>)

○ チャレンジ25キャンペーンとは

地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かうとしています。2005年2月16日には「京都議定書」が発効し、日本は2008年から2012年の間にCO₂などの温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務づけられ、様々な対策を進めてきました。

このような中、2009年9月、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明されました。

政府では、地球と日本の環境を守り未来の子もたちに引き継いでいくため、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、そのための温暖化防止のための国民的運動を「チャレンジ25キャンペーン」として2010年1月14日より、新たに展開することとしました。

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO₂削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様によりかけて受けます。

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

Challenge1



エコな生活スタイルを
選択しよう

たとえば、クールビズ、ウォームビズ、
MYバッグ、… etc.
あなたもきっと、温暖化防止のECOア
クションをはじめていますね？

▶ 詳細はこちら

Challenge2



省エネ製品を
選択しよう

購入時に迷ったときは、より「エネル
ギー効率の高い製品」を選択！
これが温暖化防止「チャレンジャー」
たちの新常識です。

▶ 詳細はこちら

Challenge3



自然を利用した
エネルギーを選択しよう

太陽、風、水、
自然界に存在する力を利用すること
は、温暖化をとめる方法の一つです。

▶ 詳細はこちら

Challenge4



ビル・住宅のエコ化を
選択しよう

心地よい快適な空間をつくることが、
実はエコなんて？！
そんな夢のような温暖化をとめる方法
があるって、ご存知ですか？

▶ 詳細はこちら

Challenge5



CO₂削減につながる
取組を応援しよう

CO₂削減につながる、様々な社会の
取組を知ってください。
そしてこの温暖化防止の心強い取組
を、応援してください。

▶ 詳細はこちら

Challenge6



地域で取組む温暖化
防止活動に参加しよう

温暖化は一人の問題ではなく、この
地球に住む私たち「みんなの問題」。
仲間や地域の人たちとともに、温暖
化防止にチャレンジしましょう。

▶ 詳細はこちら

Challenge1

エコな生活スタイルを選択しよう



たとえば、クールビズ、ウォームビズ、MYバッグ、…etc。
あなたもきっと、温暖化防止のECOアクションをはじめていますね？

地球温暖化をとめるには、新しい技術力や製品開発も重要ですが、その技術を使う「人間」がとる行動は、もっと重要です。

エネルギー消費量の少ない製品を購入しても、エネルギーを無駄にする使い方を繰り返しては、せっかくの技術でも温暖化をとめることができなくなるからです。

「賢く」技術を使ったり、無駄をやめる人が増えれば、地球温暖化防止につながります。ちょっとしたECOアクションが積み重なれば、温室効果ガスの大きな削減力になります。一人ひとりが実践する効果は小さくても、ECOアクションを多くの人が実施すれば、確実に大きな削減効果が期待できます。

未来の担い手である子ども達に、楽しく無駄ないエコな生活スタイルを伝えることも重要です。

ぜひ大人世代がお手本となって、エコな生活スタイルを選択するようにしましょう。

だから、あなたも。

例えば、冷房時の室温を28℃にするクールビズや、
暖房時の室温を20℃にするウォームビズを実践したり、
買い物の際はMYバッグを持参して、過剰包装を断ったり、
また、移動の際は公共交通機関や自転車を利用したり。

「エコな生活スタイル」を選択する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょう！



クールビズや
ウォームビズの実践



マイバッグや
マイボトルの使用



公共交通機関や
自転車の利用

Challenge2

省エネ製品を選択しよう



購入時に迷ったときは、より「エネルギー効率の高い製品」を選択！
これが温暖化防止「チャレンジャー」たちの新常識です。

エアコンやテレビ、冷蔵庫、自動車など、私たちの生活を便利にしてくれる様々な製品。
しかしこれらの製品は、「エネルギーを消費する製品」です。
温暖化防止のため、より「エネルギー効率の高い製品」を選ぶ必要があります。

日本の技術力は高く、家電をはじめ様々な製品が、日進月歩の進化を遂げています。
例えば、2008年型のエアコンと1995年型のエアコンを比較(※)すると、約40%も省エネ効
率が上がっています。

(※冷暖房兼用・壁掛け型・冷房能力2.8kWクラス・省エネルギー型の代表機の比較／出
所: (社)日本冷凍空調工業会)

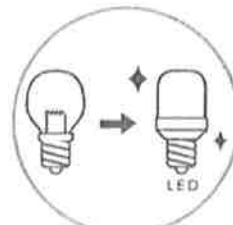
もちろん、最近多く普及され始めたエコカーなども、エネルギー効率が高くなっている製品
のひとつ。

購入時など、どの製品を買うか迷ったときは、最新の省エネ性の優れた製品を使用すると
消費電力量等が大幅に削減され、温暖化防止に役立ちます。

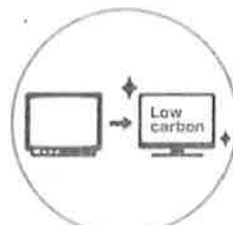
だから、あなたも。

例えば、自宅の白熱電球を、電球型蛍光灯やLED電球に買い替えたり、
省エネタイプのエアコンやテレビ、冷蔵庫などに買い替えたり、
また、ハイブリッド車や電気自動車などのエコカー購入を検討したり。

「省エネ製品」を選択する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょう！



電球の買い替え



省エネ家電への買い替え



エコカー購入

Challenge3

自然を利用したエネルギーを選択しよう



太陽。風。水。

自然界に存在する力を利用することは、温暖化を止める方法の一つです

太陽の光や風の力。水の清らかな流れ。

これらの自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーのことを、「自然エネルギー」といいます。

技術力が進んだ今では、太陽光や太陽熱、小水力発電や風力発電、バイオマス、地熱、波力など、自然エネルギーは様々な形で利用されています。

地球温暖化の主な原因となるCO₂を排出する石油・石炭などの化石燃料に対し、CO₂排出のないこれら「自然エネルギー」を使うことは、温暖化をとめるための有効な手段です。

だから、あなたも。

例えば、新築時やリフォーム時に「太陽光発電」の導入を検討したり。

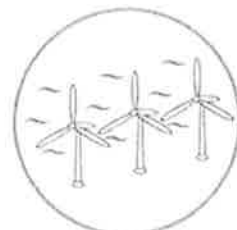
風力発電の設備を地域住民で購入するグループに参加したり。

また、風力や太陽光を使ってつくられた「グリーン電力」を使用する企業を応援したり。

「自然エネルギー」を選択する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょう！



「太陽光発電」の導入



風力発電の設備を
地域住民で購入する



「グリーン電力」

Challenge4

ビル・住宅のエコ化を選択しよう



心地よい快適な空間をつくることが、実はエコなんて?!
そんな夢のような温暖化をとめる方法があるって、ご存知ですか？

昔から人間の生活は、暑さ寒さとの戦いの歴史でもありました。
日本では庇を長くする日本家屋や、町屋の坪庭など、自然の光や風を活かして、蒸し暑い日本の夏を快適に過ごすための工夫がある優れた住宅を作ってきました。

このような知恵も活かしつつ、高断熱化などの最新の技術を取り入れることで、快適な住空間をつくることが重要です。

新築時はもちろん、リフォームする際にも、外壁等の断熱や窓の気密性に配慮すると、エアコンを効率的に使えて、温暖化を防止できるのです。

だから、あなたも。
例えば、新築時やリフォーム時に住宅の外壁などを高断熱構造にしたり、
窓を複層ガラスにするなどのエコリフォームをしたり、
また、オフィスビルでも、エネルギー管理システムを導入するなど、エコビル化したり。

「ビルや住宅のエコ化」を選択する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょう！



エコリフォーム



エコビル化

Challenge5

CO₂削減につながる取組を応援しよう



CO₂削減につながる、さまざまな社会の取り組みを知ってください。
そしてこの温暖化防止の心強い取り組みを、応援してください。

地球温暖化をとめるために、いろいろな知恵を出し合って、あちこちで、CO₂削減につながる、様々な社会の取組が始まっています。

例えば、私たちはCO₂などの温室効果ガスを目で見ることとはできないので、生活の中で排出している責任を、人はなかなか実感し難かったのです。

そこでCO₂をどれくらい排出しているのか、商品などに排出量を明示して購入選択時のひとつの目安にする新しい取組ができました。

これをカーボン・フットプリントといいます。



カーボン・フットプリントで
商品を選択

また、カーボン・オフセットという取組も出ています。

これは、日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。



カーボン・オフセット
商品を選択

このように、今、社会の中で、温暖化防止のための新しい仕組みが生まれており、先駆的に取り組み始めている人々をみんなで応援して育てていくことが大事です。

だから、あなたも。

例えば、カーボン・オフセット商品や間伐材を使用した商品を選択したり。

カーボン・フットプリントでCO₂排出量の少ない商品を選択したり。

また、地元食材を使った料理を作って地産地消したり。



地元食材を使って
地産地消

「CO₂削減につながる取組や商品」を応援する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょう！

Challenge6

地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう



温暖化は一人の問題ではなく、この地球に住む私たち「みんなの問題」。
仲間や地域の人たちとともに、温暖化防止にチャレンジしましょう。

温暖化問題は、もちろんあなた一人の問題でなく、この地球に住む全ての人々の問題です。だから、地域の人や職場の人とともに、温暖化問題を考えることが重要です。

地域や企業、学校など、様々な単位でみんなで温暖化防止活動に「参加」することで、励ましあって、環境への意識を高め、拡げることが出来ます。

また温暖化防止の意識が高まれば、地域で交通手段を共有するなど工夫によって、そのコミュニティに根付いた新しい取組も考案できることでしょう。

「楽しみながら、みんなで」活動することこそ、温暖化防止への近道となるのです。

だから、あなたも。

例えば、地域の環境イベントに積極的に参加したり、
地域のカーシェアリングやレンタサイクルを積極的に利用したり、
パーク＆ライドで公共交通機関を積極的に利用したり、

「地域で取組む温暖化防止活動」に参加する「チャレンジ」で、温暖化をストップしましょ



地域の環境イベントに参加



カーシェアリングや
レンタサイクルを利用



パーク＆ライドで
公共交通機関を利用

7. 金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 金武町役場における地球温暖化対策の推進を図るために、金武町地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化防止に向けた金武町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の推進、点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 ただし、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進担当者)

第6条 本部員はそれぞれの課等において推進担当者を置くこととする。

- 2 推進担当者は、各課等において実行計画に基づく取組に際して中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 推進担当者は、所属課等内における実行計画の周知徹底に努めるとともに、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 推進担当者は、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進本部へ報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、住民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

(別表 1)

本 部 長	町長
副本部長	副町長 教育長
部 員	総務課長 企画課長 基地跡地推進課長 建設課長 産業振興課長 税務課長 住民生活課長 保健福祉課長 水道課長 議会事務局長 学校教育課長 社会教育課長 農業委員会事務局長 監査委員事務局長

